

1 管理運営規程

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立新島高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、授業の在り方や教科指導の専門性について、児童・生徒の実態等を踏まえ、自校及び他校の教員に対して、教科及び領域の指導技術を普及させることにより、都立学校の教員全体の授業力を向上させていくため、以下の役割を担う。

- 1 校内における業務を通じた指導
指導教諭の所属する学校において、業務を通じた指導を実施する。
- 2 模範授業
年3回程度の模範授業及び研究協議会を実施する。
- 3 公開授業
自校及び他校の教員に対し授業を見学させる機会を設ける。
- 4 個別相談
指導教諭の所属する学校において、自校及び他校の教員へ学習指導に関する指導・助言を行う。
- 5 授業支援
指導教諭の所属する学校以外の学校の校長からの委嘱に基づき、授業を観察し、教諭に対し、指導・助言を行うことができる。
- 6 教科指導資料等開発
優れた教科指導のための教材開発等を行う。

第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第8 教科主任

教科主任は各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整、校内における教科指導に関する人材育成を強化するため、以下の役割を担う。

1 教科内における組織的な教科指導体制の整備

- (1) 各校における教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること
- (2) 「年間授業計画」に関すること
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること
- (5) 定期考査及び学習評価に関すること
- (6) 教科書選定に関すること
- (7) 教科会の招集、開催に関すること
- (8) 教務部との連絡・調整に関すること
- (9) 組織的な教科指導において、校長が特に必要を認めること

2 教科会の設置

教科会を置く。教科会については第14に定める。

第9 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第10 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、その一部を置かないことができる。

1 部

教務部、生活指導部、進路指導部を置く。

- (1) 教 務 部 教育計画の立案・実施、時間割の総合的調整、教科書・教材の取扱い、図書の管理など教務に関する事項
- (2) 生活指導部 生活指導計画の立案・実施、生活指導に関する資料の整備、学校保健（安全）計画の立案・実施など生活指導及び生徒の保健や安全に関する事項
- (3) 進路指導部 進路指導計画の立案・実施、進路情報の収集・整理・提供及び生徒の進路相談など進路指導に関する事項

2 学年

第1学年、第2学年及び第3学年を置く。

3 学科

普通科を置く。

4 教科

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、総合的な探究の時間及び人間と社会を置く。その他学校設定教科・科目を置く。

5 企画調整会議

企画調整会議を置く。企画調整会議については第12に定める。

6 職員会議

職員会議を置く。職員会議については第13に定める。

7 委員会

非常対策委員会、学校開放事業運営委員会、学校保健委員会、中高連携推進委員会、その他の委員会を置く。

各委員会は次の事項を取り扱う。

(1) 非常対策委員会

非常災害時に生徒、職員の生命及び身体の安全確保のために、防災計画の立案・実施、防災教育・訓練の立案・実施、及び学校が避難所となる場合の運営計画など非常災害時の体制に関する事項

(2) 学校開放事業運営委員会

① 公開講座の企画、講師選定、広報、受講者の募集、講座の運営及び事後の評価など、公開講座実施に必要な事項

② 学校の施設開放の促進と充実のため、開放計画の立案・実施、管理指導員選定、施設の管理、及び事後の評価など学校の施設開放に必要な事項

(3) 学校保健委員会

生徒の健康管理や心の健康づくり等の推進を目指し、学校保健計画の立案やその具体化に向けての組織的な運営を図る。

(4) 中高連携推進委員会

① 中高連携を円滑に進めるための進行管理と課題解決

② 中高連携に関わる研修の推進

③ 中高連携に関わる提言

④ 中高連携に関わる事項の統括処理

⑤ 新島村一貫教育の推進に関わること

(5) その他の委員会

① 教育課程検討委員会

教育課程の検討に関わる事項、総合学習・学校設定科目に関わる事項

② 教科書選定委員会

教科書・補助教材等の選定に関わる事項

③ 行事検討委員会

学校行事に関わる事項

④ I T 委員会

パソコン室の管理及びパソコン機種選定に関わる事項、テレビ会議システムに関わる事項、ホームページの管理運用に関わる事項

⑤ 入学者選抜委員会

入学者選抜に関わる事項

⑥ 業者選定委員会

業者選定に関わる事項

⑦ 校舎施設委員会

校舎施設に関わる事項

⑧ 特別支援教育校内委員会

特別支援教育に関わる事項

⑨ いじめ防止対策委員会

校内のいじめ防止及び対策に関わる事項

⑩ 防災教育推進委員会

防災教育推進に関わる事項

⑪ 図書運営委員会

図書運営に関わる事項

⑫ 安全衛生委員会

安全衛生に関わる事項

⑬ オリパラ教育推進委員会

東京オリンピックパラリンピックレガシー教育に関わる事項

⑭ 学校保健委員会

学校保健に関わる事項

⑮ 食物アレルギー対応委員会

食物アレルギー対応に関わる事項

8 学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会を置く。学校運営連絡協議会の目的及び組織等は次の通りとする。

(1) 本校の教育活動が保護者及び地域住民に理解されること。

(2) 本校の学校運営に保護者及び地域住民の意向が反映されること。

(3) 本校が新島及び式根島の住民から期待され、更なる発展をしていくための学校支援組織となること。

(4) 組織やその他の事項については、別に定める学校運営連絡協議会設置要綱による。

9 防災教育推進委員会

防災教育推進委員会を置く。この委員会は学校運営連絡協議会に設置する。防災教育推進委員と学校運営連絡協議会の委員は兼任とする。防災教育推進委員会の目的及び組織等は次の通りとする。

(1) 東京都が目指す防災教育に係る施策及び取組に関する評価・改善を図る。

- (2) 学校の避難訓練、防災訓練等への参加及びその評価に関すること。
- (3) 自助・共助の視点に立った実践的な防災教育に関すること。
- (4) 地域主催の防災訓練への児童・生徒や教職員の参加等、学校と地域の相互交流を重視した防災教育の在り方に関すること。
- (5) その他委員長が必要と認める事項。
- (6) 組織やその他の事項については、別に定める防災教育推進委員会学校設置要綱による。

1 0 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する所属職員及び指導を委嘱された者が行う。

1 1 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

1 2 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第 1 1 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。また、事務分掌は、経営企画室長が決定し、校長に報告する。

第 1 2 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、主幹教諭、各部主任、学年主任及び経営企画室長とする。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎週 1 回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 その他

その他、必要な事項は校長が定める。

第 1 3 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎月1回開催する。ただし、校長が必要と認めた場合は、臨時会を開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

校長が選任する。

7 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

8 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を PC 職員室フォルダの所定の場所に提出する。企画調整会議に間に合わなかった場合には、別途管理職の許可を得る。
- (2) 校長の意志決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意志決定を拘束するものではない。

第14 教科会

1 目的

教科主任が中心となり、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 各校における教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること
- (2) 「年間授業計画」に関すること
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること
- (5) 定期考査及び学習評価に関すること
- (6) 教科書選定に関すること
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること
- (9) 教科指導力の向上に必要な O J T に関すること

3 構成

同一教科の全ての教員のほか、教科指導上の必要に応じ非常勤教員、実習助手を加えて構成する。

4 招集者

教科会は、教科主任が招集する。

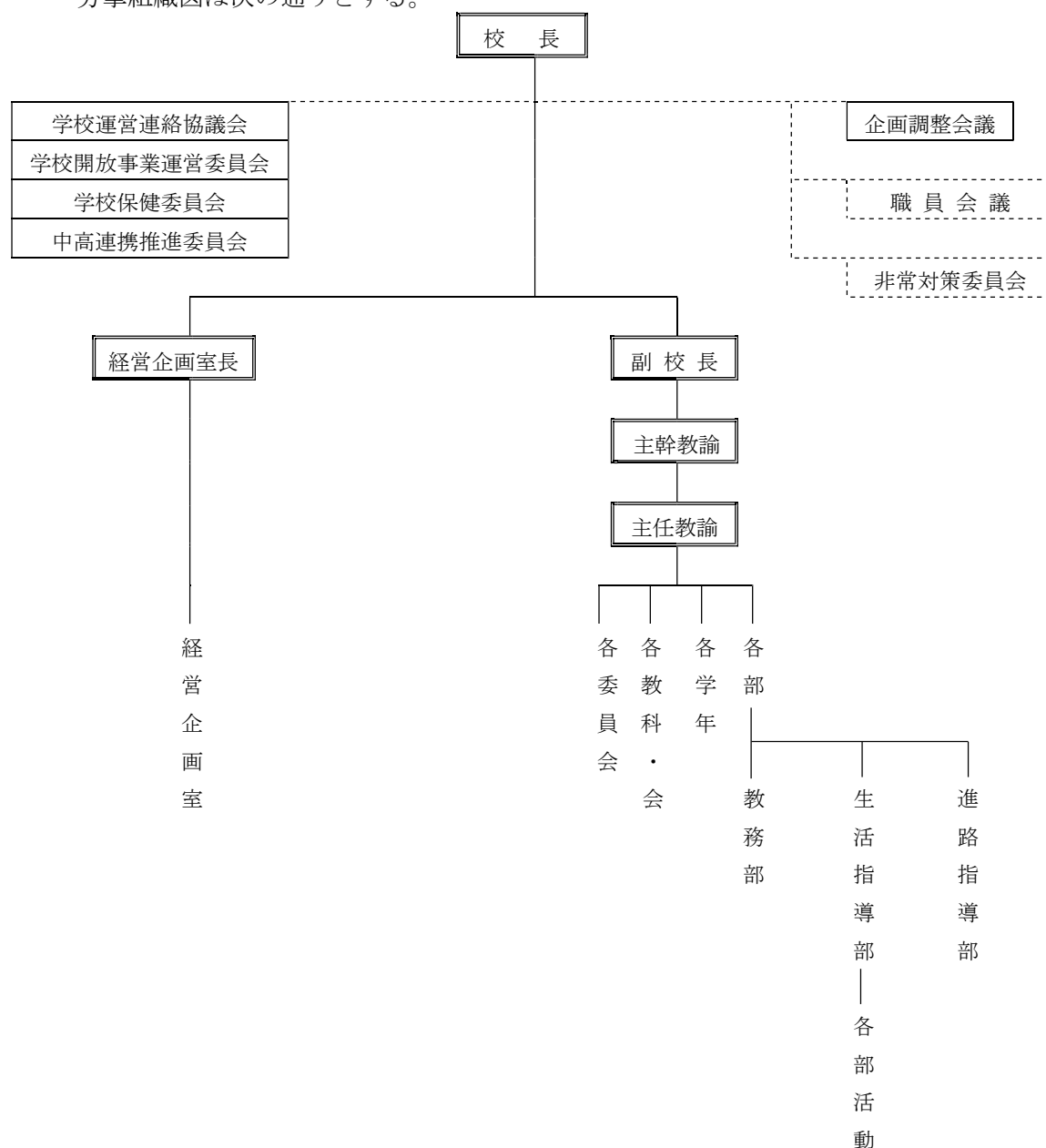
5 会議の開催

各校の年間授業計画や年間行事予定を踏まえ、年間開催日を決定したうえで、月2回を目安に開催する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第15 分掌組織図

分掌組織図は次の通りとする。



第16 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第17 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第18 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第19 連携型中高一貫教育

「東京都立学校の管理運営に関する規則」第十四条の三により、東京都立新島高等学校、新島村立新島中学校、新島村立式根島中学校の3校間で連携型中高一貫教育を行い、一貫性に配慮した教育を施す。

第20 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則	この規程は、平成11年	1月	1日から施行する。
附 則	この規程は、平成13年	4月10日	から施行する。
附 則	この規程は、平成14年	4月	5日から施行する。
附 則	この規程は、平成15年	4月	1日から施行する。
附 則	この規程は、平成16年	4月	1日から施行する。
附 則	この規程は、平成18年	4月	1日から施行する。
附 則	この規程は、平成19年	4月	1日から施行する。
附 則	この規程は、平成20年	4月	1日から施行する。
附 則	この規程は、平成21年	4月	1日から施行する。
附 則	この規程は、平成22年	4月	1日から施行する。
附 則	この規程は、平成22年12月	1日	から施行する。
附 則	この規程は、平成25年	4月	1日から施行する。
附 則	この規程は、平成26年	4月	1日から施行する。
附 則	この規程は、平成27年	4月	1日から施行する。
附 則	この規定は、平成30年	4月	2日から施行する。
附 則	この規定は、令和 2年	4月	1日から施行する。
附 則	この規定は、令和 6年	4月	1日から施行する。
附 則	この規定は、令和 7年	4月	1日から施行する。